

## 脱炭素化と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの推進を求める件

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化並びに生物多様性の保全及びこれを回復軌道に乗せる自然再興の実現は、人類社会を持続可能なものにする上で、重要な課題の一つと言われている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄に至る経済モデルであるリニア・エコノミー（直線型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、付加価値を付けて循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への転換が必要である。

そのためには、社会経済全体の変革及び国民のライフスタイルにおける行動の変容を促すため、日常生活や経済・産業活動を支えている物品の材料の生成や加工、製品の製造から廃棄に至るまでの過程で、自然の破壊やエネルギー消費及び廃棄の発生を抑制するサーキュラー・エコノミーに向けた大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」のこれまで以上の緊密な連携など、新たな産業構造の構築が重要である。

よって、国会及び政府におかれては、循環型経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置付け、脱炭素化と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの推進を目指し、下記の事項について特段の取り組みを要望する。

### 記

- 1 貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電製品や情報通信機器、再生可能エネルギー等の導入で将来の大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対し、資源循環を促進するための制度の拡充と適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。
- 2 製品の設計や製造の段階から廃棄や再生に至るまでの、製品ライフサイクル全般にわたる環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環型ビジネスモデルの普及を促進すること。
- 3 建築物に関し、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ることで、スクラップアンドビルドのフロー型から、同じ建物を長く使用するストック型への移行を促し、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通じた建築物の価値の最大化を図ることで長寿命化やリノベーションに向けた仕組みを構築すること。

- 4 森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環型経済）の実現に向け、建築物や小規模のバイオマスイエネルギーへの国産材の利活用を一層促進すること。
- 5 国内における高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、使用済み紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取り組みを支援すること。
- 6 廃棄された衣類の多くが有効利用されずに焼却または埋立てされている現状に対して、衣類耐久性やリサイクルの容易性等を念頭に置いた衣類の循環配慮設計を積極的に進めるよう促すと同時に、各種規定によるリサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用すること等の方法による需要の創出を図り、衣類の循環市場を育成すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 13 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣官房長官 様

仙台市議会議長 橋本啓一